

～医療費通知・お知らせをお持ちの方の記入例～

お知らせの中に記載されていない医療費分は、領収書があれば「医療費控除」として追加することが可能です！

(1) 医療費通知に記載 された医療費の額	(2) (1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3) (2)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
147,600 円	145,500 円	0 円

見本

医療費のお知らせ

受診 年月	診療を受けた人の名前	受診 区分	病院又は診療所名	日数 回数	医療費総額 円	病院等で 支払った額 円	保険者が 支払った額 円	審査による 減額 円
31 02 02 02 02	31 01 02 03 04	浦添 太郎 浦添 太郎 浦添 太郎 浦添 太郎 浦添 太郎	調剤 入院 外来 調剤 入院	〇〇薬局 □□病院 ××病院 △△病院 ◇◇病院	1 8 1 1 10	3,000 210,000 21,000 14,000 240,000	2,100 63,000 6,300 4,200 72,000	900 147,000 14,700 9,800 168,000
合計				20 0	488,000 0	147,600 0	330,400 0	

- ・(1)には枠内の値をそのまま記入してください。複数枚ある場合は、合計した値を記入してください。
- ・(2)には医療費通知の中にある前年中に受診し支払った医療費の額を記入してください。
記載例のように、受診年月(左端)が前年中ではないものがないか、記入前にご確認してください。
- ・(3)には生命保険や社会保険等からの給付により補てんを受けた金額を記入してください。

～医療費の領収書をお持ちの方の記入例～

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医 療 費 の 区 分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
浦添 太郎	××病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	12,000円	0円
浦添 太郎	〇〇病院	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	3,000円	0円
浦添 花子	□□病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	3,000円	0円

- ・(1)には医療を実際に受けた方の氏名を記入してください。
また生計を一にする配偶者や親族が受けた医療費を負担している場合も、記入することができます。
- ・(2)には前年中に診察等を受けた病院・薬局名を記入してください。
- ・(3)は下記に該当する項目にチェックをつけてください。
【診療・診察】治療にかかる医師等の診察・診療を受けた場合など
【介護保険サービス】対象の介護保険サービスを利用し、支払った自己負担分がある場合など
【医薬品購入】治療にかかる医薬品（処方箋）の購入がある場合など
【その他の医療費】通院費（バスなどの公共交通機関など）や医療用器具の購入費など
- ・(4)には(2)支払先に対して、前年中に支払った医療費の合計を記入してください。
- ・(5)には生命保険や社会保険等から補てんされた金額を、支払先ごとに記入してください。

医療費控除とはこういった制度ですか？

1年間で支払った医療費の合計が一定の金額を超えた場合、その医療費を基に計算した金額分を「所得控除」として適用させる制度です。本人又は生計を一にする配偶者又はその他扶養親族のために支払った医療費であれば、制度の対象となります。

医療費って還付されることもありますか？

この制度は、1年間に支払った医療費を基に計算された金額分を「所得控除」として適用する制度の為、医療費を還付されるわけではありません。ただ医療費控除を適用させて、所得税を多く納めていることが確認できた場合は、所管の税務署から「所得税の還付」を受けることになります。住民税については還付ではなく、控除を適用させた分、税額が少なくなることがあります。

どのくらいの金額を支払ったら、控除が適用になるのか？

1年間支払った医療費から10万円（又は総所得金額が200万円未満の場合はその5%）を差し引き、その後生命保険等で補てんされた分を差し引いた金額が医療費控除として適用されます。（下図を参考に）

これが前年中にあなたが支払った医療費の合計だとすると…

10万円 (総所得金額等が200万円未満の場合はその5%)	生命保険等から 補てんされた額	医療費控除
----------------------------------	--------------------	-------

初めて医療費控除を申告しますが、こういったものが対象になりますか？

主に対象となる医療費は以下の通りです。

- ・医師等による診療又は治療にかかる費用 ・入院時の部屋代や食事代
- ・義手や義足、松葉づえ、補聴器などの補装具の購入費
- ・おむつ代（ただし治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）
- ・助産師による分べんの介助に対する費用 ・治療を目的としたあん摩・はり・きゅうなどの施術費
- ・その他医師が必要と認めたもの（それに係る証明書が必要になることがあります）

といった「医師等による診療等を受けるために直接必要な費用」が基本的に対象となります。

しかし、目的によっては対象とならない医療費があります。主な内容は以下の通りです。

- ・美容を目的とした整形手術費用 ・健康診断や人間ドックの費用
- ・自家用車で通院した際のガソリン代や駐車料金
- ・タクシー代（ただし、バス等の公共交通機関が利用できない場合を除く）
- ・病気予防や健康増進を目的としたサプリメント・ビタミン剤などの費用 などがあたります。

他には一部の介護保険サービスを利用する際に、発生した自己負担分も医療費控除の対象となります。
※サービス事業所等から発行される領収書に、対象となる金額が記載されていることをご確認ください。

コロナウィルス感染症予防の為に購入したマスク代やPCR検査費用は医療費控除の対象になりますか？

マスクについては、感染症予防を目的に着用するものであること為、医療費控除の対象にはなりません。
PCR検査に関しては、医師等の判断により受けた検査費用は控除対象となります（ただし、公費の補てんを除いた自己負担分に限る）。
また医師等の判断ではなく、ご自身が感染の有無を確認する目的で受けた検査費用は、控除対象外となります。
しかし、その検査で「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合は、治療に先立った診療とされ検査費用は控除対象となります。

コロナウィルス感染症予防の為に、通院している医療機関へのオンライン診療の費用はどうなりますか？

病気の治療に関する診療であれば、通常の医療費に加えて、オンライン診療を受けるために負担したシステム利用料や医師の処方せん費用も医療費控除の対象となります。しかし、処方された医薬品を配送する際に発生する配送料は、医療費控除の対象とならないので、ご注意ください。